

青森県広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県有施設、県の広報印刷物その他県有財産等(以下「県有財産等」という。)を広告媒体として広告を設置又は掲載する事業(以下「広告掲載事業」という。)を推進することにより、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(県有財産等の適正使用等)

第2条 広告掲載事業による県有財産等の使用は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、青森県行政財産使用料徴収条例(昭和39年4月青森県条例第9号)、青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)その他関係法令等の定めるところにしたがって、適正に行われなければならない。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性のあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) その他広告として掲載することが適当でないと認められるもの
- 2 次の各号に掲げる業種又は事業者に関する広告は、掲載しないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) ギャンブル(公営くじに係るものを除く。)に係るもの
 - (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - (6) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
 - (7) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの
 - (8) その他県有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告の具体的な表示内容等に関する基準は、総務部長が別に定める。

(広告媒体ごとの募集方法等)

第 4 条 広告媒体ごとの募集方法、予定価格、選定方法その他広告掲載事業の実施に関して必要な事項は、広告掲載事業を実施する部局の長 (青森県財務規則第 2 条第 2 号に定める部局の長をいう。) が別に定める。

(広告掲載審査会)

第 5 条 広告掲載の適否を審査するために、広告掲載審査会 (以下、「審査会」という。) を設け、事務局を総務部財産管理課に置く。

- 2 審査会の委員長は財産管理課長の職にある者をもって充て、委員は、広報広聴課長、県民生活文化課長及び都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、広告掲載の適否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員長は、広告掲載事業を実施しようとする県有財産等の事務を所掌する課又は室等の長を審査会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 4 前項に定めるほか、委員長は、必要があると認めたとときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第 7 条 その他広告掲載事業に関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。